

# 業務委託契約約款

(総 則)

第1条 受託者は、別紙「仕様書」に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）に頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、委託者と受託者とが協議して定める。

(業務主任技術者)

第2条 受託者は、業務履行について技術上の管理をつかさどる業務主任技術者（当該業務に関し、主として指揮・監督を行なう者。）を定め、委託者に通知するものとする。

(業務工程表)

第3条 受託者は、契約締結の際業務工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。

2 委託者は業務工程表を遅滞なく審査し、不相当と認められる場合は受託者と協議するものとする。

(権利業務の譲渡等)

第4条 受託者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

2 委託者は、この契約の成果（以下「成果品」という。）を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第5条 受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

(委託業務の調査等)

第6条 委託者は、必要と認めるときは受託者に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更等)

第7条 委託者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し又は委託業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは委託者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は委託者と受託者とが協議して定める。

(期限の延長)

第8条 受託者は、その責に帰することができない理由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、委託者に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は委託者と受託者とが協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第9条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責に帰する理由による場合において、その損害のために必要を生じた経費は委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者とが協議して定める。

(履行遅滞の場合における損害金額等)

第10条 受託者の責に帰する理由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは委託者は損害金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の損害金は、業務委託料に対して延長日数に応じ年2.6パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

3 委託者の責に帰する理由により第12条の規定による業務委託料の支払が遅れた場合には受託者は委託者に対して年2.6パーセントの割合で遅滞利息の支払を請求することができる。

(検査及び引渡)

第11条 受託者は委託業務を完了したときは遅滞なく委託者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 委託者は前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは

受託者は遅滞なく当該補正を行い委託者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。

この場合再検査の期日については前項を準用する。

4 受託者は、検査合格の通知を受けたときは遅滞なく当該成果品を委託者に引き渡すものとする。

(委託料の支払い)

第12条 受託者は前条の規定による検査に合格したときは、委託者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 委託者は前項の支払請求があったときはその日から30日以内に支払わなければならない。

(前払金)

第13条 受託者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と契約書記載の履行期限を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、委託者に対して委託料の前払を請求することができる。ただし、その額は委託料の3/10以内の範囲で委託者と受託者とが協議して定めることとする。

2 受託者は前項の保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を委託者に寄託しなければならない。

3 委託者は、第1項の請求があったときは、その日から14日以内に支払わなければならない。

4 業務内容の変更その他の理由により著しく委託料を増額した場合においては、受託者はその増額後の委託料の3/10から受領済み前払金を差引いた額に相当する額以内の前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 業務内容の変更その他の理由により著しく委託料を減額した場合において受領済みの前払金額が減額後の委託料の4/10を超えるときは、受託者はその減額のあった日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況から見て著しく不相当であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して返還額を

定める。

- 6 委託者は受託者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき前項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(部分払)

第14条 委託業務の一部が完了し、かつ可分のものであるときは委託業務の出来形部分に相応する委託代金相当額の9/10以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は業務期間中( )回を超えることができない。

- 2 受託者は部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る委託の完了部分の確認を委託者に求めなければならない。この場合においては、委託者は遅滞なくその確認を行ない、その結果を受託者に通知しなければならない。
- 3 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の委託代金相当額は、委託者と受託者とが協議して定める。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の委託代金相当額} \times \left( \frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{委託代金額}} \right)$$

- 4 受託者は、第2項の規定による確認があったときは、書面をもって部分払を請求することができる。この場合においては、委託者は当該請求のあった日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 5 前項の規定により部分払金の支払があった後再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第3項中「委託代金相当額」とあるのは「委託代金相当額からすでに部分払の対象となった委託代金額を控除した額」とするものとする。

(委託者の契約解除権)

第15条 委託者は受託者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由により期間内又は期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反による契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 委託者は前項の規定により契約を解除したときは、業務の出来形部分が可分のものである場合は検査のうえ当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する委託料を受託者に支払わなければならない。

3 第13条の規定による前払金があったときは、受領済の前払金額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の利息を付して委託者に返還しなければならない。

(違約金)

第16条 前条により委託者が契約を解除したときは、受託者は業務委託料の1/10に相当する金額を違約金として委託者の指定する期限までに納付しなければならない。

(秘密の保持等)

第17条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受託者は成果品（受託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承認を得たときは、この限りではない。

(補 則)

第18条 この約款に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

## 談合等に起因する契約解除と損害賠償に関する特約条項

### (総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

### (談合その他不正行為に係る解除)

第2条 富里市（以下「発注者」という。）は、契約の相手方（以下「受注者」という。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 受注者が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 受注者は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

### (談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第3条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合、その他発注者が認める場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、受注者が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

## 妨害又は不当要求に対する措置に関する特約

### (総 則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

### (妨害又は不当要求に対する措置)

第2条 契約の相手方(以下「受注者」という。)は、契約の適正な履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定するものをいう。以下同じ。)から契約の適正な履行の妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに富里市(以下「発注者」という。)に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

### (遵守義務違反)

第3条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、富里市建設工事請負業者等指名停止措置要領(昭和60年告示第25号)の定めるところにより、指名停止の措置を行う。